

会 派 代 表 質 問 通 告 書

令和 8 年 8 月 2 7 日

高島市議会議長 河越 安実治 様

会 派 名 (誠真会)

高島市議会議員 8 番 廣部 真造

次の事項について質問いたしたいので通告します。

※質問項目（番号）が 2 以上ある場合は、次のどちらかに○をつけてください。

- ・ 質問番号 1 の用紙にだけご記入ください。
- ・ 質問が一つだけの場合は必然的に 1 となりますので、記入は不要です。

初問は { 1. 全項目一括質問一括答弁
2. 項目ごとに一括質問一括答弁

(質問番号 1) 発 言 事 項	市政運営について
要 旨 (項目だけでなく、質問の趣旨が理解できるように記入してください。)	
1 産業用地への企業誘致について 現在、滋賀県産業用地開発事業の候補地として、マキノ町西浜地先の約17ヘクタールで産業用地開発事業を進めています。これから、どのように事業が進められて行くのか高い関心をもっております。同時に、市民の皆様も関心をお持ちです。どのような企業に来ていただき、どの程度の雇用が創出されるのか。地域経済への波及をどのように予測しているのか。当該地域の環境との調和をどのように実現するのかなど、様々な視点であります。本事業の推進にあたっては、滋賀県との緊密な連携が不可欠であり、令和9年度の県への要望事項にも盛り込まれている重要事業であると認識しております。忘れてはならないのが、企業誘致活動は自治体間での競争でもあります。そこで、以下の通り質問します。	

- ①当該産業用地において、進出希望企業を選定する際、市は何を必須条件とし、何を加点評価とするのか。様々な条件が検討されるべきであると考えます。誘致を目指す企業の具体的な業種、事業規模、雇用形態、地域内調達、環境負荷、地域貢献のあり方をどのように設定しているのか伺います。特に、本市の人口減少対策、若者の就業機会、既存事業者との相乗効果に資する企業像について、優先順位をどのように設定し誘致活動を計画されるのか伺います。また、事前に公表可能な選定基準を定める考えはあるか伺います。
- ②現在、誘致に向けて接触、照会、提案または協議を行っている案件は何件あるのか伺います。守秘義務により企業名の公表が難しい案件についても、可能な範囲で議会への説明が必要だと考えるが見解を伺います。
- ③本事業は、滋賀県と高島市が緻密かつ丁寧に進めるべき大規模プロジェクトであります。だからこそ、懸念されるのが「どちらが主導権（イニシアティブ）を握るか」という責任の所在の曖昧さです。連携不足や役割の重複・空白が生じるリスクを確実に防ぎ、より高い成果を上げるための仕組みが必要です。そこで、本市と滋賀県との間でどのような役割分担やリスク管理、具体的な意思疎通の取り組みを実施もしくは検討しているのか伺います。

2. 官民共創と官民連携を区別した業務推進について

我が国全体で人口減少と少子高齢化が進行する中、本市におきましても、地域交通の維持、公共施設の老朽化対策、産業振興や地域資源の活用など、対応すべき地域課題はより複雑化し、多様化しております。こうした中、限られた財源と人的資源の中で持続可能な自治体運営を維持していくためには、行政の力だけに頼るのではなく、民間事業者や多様な主体が持つノウハ

ウ、技術、資金を最大限に活かしていく取り組みが不可欠であります。

これまで本市においても「官民連携」として、業務委託や指定管理者制度などの手法を活用してまいりました。これらは、行政があらかじめ決定した仕様に基づき、効率的な事業執行やコスト削減を図る上で、非常に有効な手法であります。

しかしながら、明確な解が存在しない複雑な地域課題の解決や、これまでにない新たな地域価値の創出においては、行政が単独で仕様を定める「従来の官民連携」のみでは限界が生じつつあります。今求められているのは、課題の認知や事業構想という初期段階から、行政と民間が対等な立場で対話し、解決策を共に考え、共に創り上げていく「官民共創」であると考えます。

「発注者と受注者」という従来の枠組みを超え、対等なパートナーシップのもとで課題の解決に挑むことが、これからの行政経営に必要な観点であると考えます。

市長は「官民共創」を、市民、民間団体・事業者および行政が一緒になり、強みを足し合わせて新しい価値を創る取組として掲げています。市は教育機関や民間企業等との協定を多数公表しており、未来創造課がその情報を取りまとめています。

しかし、協定締結、委託、補助、事業連携、政策形成への参画を、すべて同じ「共創」と呼ぶだけでは、各事業の目的、責任、費用負担、成果が曖昧になりかねないと危惧します。そこで以下の通り見解を伺います。

- ① 本市における「官民連携」と「官民共創」をそれぞれどのように定義し、どのように使い分けるのか伺います。使い分ける際の視点として少なくとも、課題設定への市民・民間の参画、役割・権限・費用・リスクの分担、成果の共有、継続・終了の判断などが考えられます。これらの視点から、使い分け方を示すべきだと考えます。その上で、全

庁共通の判断基準を示すべきであると考えますが、見解を伺います。

- ② 未来創造課の担うべき役割が不明確であると感じています。複数の部署に跨る案件の交通整理役を担うような発言もありました。未来創造課は、個別事業の実施主体となるのか。それとも政策立案支援、連携先の探索、制度・契約面の助言、庁内調整、成果評価といった横断的機能を担うのか。庁内の各部局との役割分担と、案件を受け渡す基準が明確ではありません。市長直轄部署で新たな業務を担う部署でもあるので、明確にしきれなかったこともあったかも知れません。ただ、この不明確さが業務遂行上の障壁になっていることも事実であります。この機会に、当該部署の役割を全職員が共通認識を持てるようにすべきだと考えますが、見解を伺います。
- ③ 民間と共に進めて行く官民共創において、行政が本来果たすべき説明責任や公平性の確保が重要です。連携相手の選定、利益相反の確認、個人情報・市有情報の取扱い、地域内事業者への参画機会、成果の公開について、どのような統制を設けるのか伺います。
- ④ 官民共創の取り組みの中では、民間企業や地域団体などが、行政から依頼を受けるだけではないと考えます。官民共創は、行政課題や地域課題の設定段階から民間が参加できる仕組みを整えることが、重要であると考えます。課題の掘り出し設定、整理の場面において民間の参画が重要であります。そこで、令和8年度中に実施する具体策・事業内容について伺います。

3. 不登校児童生徒への対応について

まずは、日頃から児童生徒たちの育ちに、ご尽力いただいている関係者や市民の皆様にご心から感謝申し上げます。現在、高

島市は教育支援センター「スマイル」において、学校に行きたくても行けない子どもに対し、相談、集団体験活動、基礎学力の補充等を通じ、学校生活への復帰と社会的自立を支援していただいております。既に、教育委員会事務局組織規則において、教育支援センターが不登校児童生徒の適応指導・学習支援を担うことも明記されています。教育支援センターの存在は大変重要だと考えます。一方で、必要な子どもに確実にその支援が届いているか、学校復帰だけに偏らず社会的自立を支えられているかを、実態に基づいて検証していく必要があると考えます。そこで以下の通り質問します。

- ① 不登校児童生徒に対して、訪問、オンライン、校内教育支援センター、地域の居場所、学習機会など、どのような選択肢を用意しているのか伺います。様々な理由で学校に通いづらい子どもを「支援の対象外」としないための把握方法と支援目標について伺います。
- ② 現在の支援の選択肢では対応できない子どもに対して、新たな支援方法の提案があった場合は、その実現の為に共に協力をし、新たな支援方法の実現に向けて挑戦する用意はあるのか伺います。

4. 人事評価と人材育成について

市の令和6年度行財政改革推進計画の取組状況では、現行の人材育成基本方針と総合計画に示す行政経営との関連付け、さらには行財政改革計画、行政評価、職員数適正化計画との整合性・関連性が不十分であると整理されています。市は、評価者・被評価者双方への人事評価研修を実施しつつ、人材育成基本方針と人事評価制度を見直し、人事システムを再構築する必要があるとしています。そこで、以下の通り質問します。

- ① 市長は、現行の人事評価制度について、目標設定、評価の公正性・納得性、評価者間のばらつき、面談、結果開示、処遇への反映、職員の成長支援という各段階で、どのような課題があると認識しているのか伺います。
- ② 人材育成基本方針、人事評価制度、人事システムの見直しについて、令和8年度から令和9年度にかけての工程について伺います。
- ③ 評価結果を、昇給・勤勉手当等の処遇だけでなく、本人へのフィードバック、研修、異動・配置、専門人材の育成、業務改善、管理職のマネジメント改善へどのようにつなげるのか。特に、若手職員の定着、女性職員の登用、専門職のキャリア形成、困難な業務を担う職員の支援について、具体策を伺います。
- ④ 管理職には、人材を評価するだけでなく、部下の育成、心理的安全性、ハラスメント防止、業務量の管理、部局横断の課題解決を担う責務があります。管理職の人材育成・マネジメント能力をどのように評価し、必要な場合に支援・改善を行うのか伺います。
- ⑤ 総合計画、行政評価、行財政改革と職員個人の目標をどのように接続するのか。市長が掲げる七つのビジョンや官民共創を、職員の過重負担や抽象的なスローガンにせず、各課の業務目標と必要な権限・人員・研修へ落とし込む仕組みについて伺います。

5. 文化スポーツ部の新設目的と成果評価について

令和8年度の組織改編により、文化財課、市民スポーツ課、図書館、文化ホール等を所管する文化スポーツ部が置かれています。新設初年度であるため、短期間で最終的な成果を現時点で断定することは適切ではないと認識しています。しかし、部を新設した目的と、既存組織から変えることで市民サービスや地

域活性化にどのような効果を期待するのかは、設置時点から明確にされるべきであると考えます。そこで以下の通り見解を伺います。

- ① 文化スポーツ部を新設した第一の目的を何と捉えているのか。当該部署は、文化財保存・活用、芸術文化、図書館、文化ホール、市民スポーツ、地域クラブ、スポーツを通じた健康づくり、文化財を通じた観光・交流の各分野について担当しています。文化とスポーツがなぜひとつの部署で担当するのか、わかりにくいと感じております。従来の組織体制では解決しにくかった課題は何であり、部の新設によって、どのような市民サービス、庁内連携、地域連携の改善を目指すのかを伺います。
- ② 商工観光部、子ども未来部、健康福祉部、教育委員会等との所管の重なりや連携不足を防ぐ必要があります。特に観光振興、子どもの居場所・部活動、健康づくりなど、文化スポーツ部が担う範囲と連携の方法について見解を伺います。

6. 災害時における対応策の評価・検証について

市長は、令和8年度施政方針において、映像通報システム、消防力強化、河川・急傾斜地対策、個別避難計画、マイ・タイムライン、自主防災組織の育成・資機材整備支援を掲げています。また、市の大規模災害対応等検討プロジェクトチーム設置要綱は、他地域の災害事例から課題を抽出し、市内で想定される大規模災害への具体的対応策を検討・検証すること、業務継続計画を検討することを定めています。私は、地震や水害などの被災自治体へと視察研修にお伺いしております。いずれの自治体担当者も、防災計画や災害時受援計画の通りには動くことが出来なかったと話されます。そこで、本市における災害時におけ

る体制について以下の通り伺います。

- ① 市長は、災害対応の実効性を何によって評価しているのか。地域防災計画、業務継続計画、避難所運営、情報伝達、要配慮者支援、職員参集、物資・燃料・通信、医療・福祉との連携などについて、平時に確認する評価項目、目標値、責任部署について伺います。
- ② 防災訓練や実災害対応の後には、訓練参加者・住民・関係機関からの意見を含む検証を行い、改善事項に責任者と期限を付し、次回の訓練・計画・予算へ反映する必要があると考えます。市は、事後検証報告、改善項目一覧、進捗管理、公表を、どのような手順で行っているのか伺います。行っていないなら、いつから制度化するのか伺います。
- ③ 個別避難計画とマイ・タイムラインについて、作成件数だけでなく、本人・家族・地域支援者との合意、避難先・移動手段の実現性、福祉避難所との接続、夜間・悪天候・通信障害時の実行可能性まで検証しているのか。対象者数、作成率、実地確認率、更新率、未作成者への支援策についての見解を伺います。
- ④ 本市の地域特性を踏まえ、風水害、土砂災害、豪雪、地震等の複合的な状況を想定し、孤立地域、停電や通信の途絶、道路寸断、避難所の長期化、観光客・帰宅困難者への対応を検証しているのか。机上訓練だけでなく、住民、福祉事業者、学校、医療機関、事業者等との実動訓練をどのように進めるのか伺います。
- ⑤ 大規模災害の被災自治体職員さんからの話では、様々な防災計画の通りには動くことが出来なかったとの話を聞いております。万が一の有事の際には、全てが計画通りには対応できないものだと、認識しておく必要があるのかも知れません。それでは、有事の際に最も大切なことはいったい何なのでし

ようか。この事を職員全員が認識しておく必要があると考えますが、見解を伺います。